

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報の利用及び提供に関する手続について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第2条第1項第2号（個人情報保護制度の運営に関する重要事項）

（担当部課：総合政策部企画政策課）

1 番号法に基づく区条例の制定と条例制定後の庁内の情報利用の位置づけ

区は、番号法の施行に伴い、「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「区条例」という。）を制定する予定である。**（参考資料1）**

現在、区役所内の特定の事務処理のために収集された個人情報を他の事務で利用する場合には、「目的外利用」として位置付けている。

上記区条例の制定後は、個人番号利用事務を処理するために、同一機関内で保有する特定個人情報を別の事務で利用する場合は、「目的内利用」（庁内連携）、同一地方公共団体内の他機関の事務へ特定個人情報を提供する場合は、「提供」として位置づけられる。

【庁内連携（同一機関内で保有する特定個人情報を別の事務で利用する場合）】

個人情報の利用に際しては、利用の目的をできる限り特定し、目的の範囲内で利用することが条件となる。（目的内利用）

番号法では、「効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにする」という目的から、庁内連携で自らが保有する特定個人情報を利用する場合には、「地方公共団体の条例で利用目的を事前に特定することを義務付けており（法第9条第2項）、その目的の範囲で利用する場合には「目的内利用」と位置づけられる。

また、個人情報保護条例第32条の5により、特定個人情報の「目的外利用」は、原則禁止となり（人の生命、身体又は財産の保護のため・・・に限定）、これ以外の利用は目的の範囲内の利用と整理される。

区条例（案）

第3条第2項

2 実施機関は、法別表第1の下欄に掲げる事務及び別表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

【同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の「提供」】

番号法第19条においては、特定個人情報の提供が認められる場合は、同条の第1号から第14号に掲げる場合のみと制限している。

特定個人情報の取扱いは、地方公共団体の機関単位であるため、同一地方公共団体内の他機関に特定個人情報を渡すことは、他機関への「提供」に該当する。

法第19条第9号に基づき、区条例で定めた場合であれば、同一地方公共団体内の他機関の間において、事務の処理に必要な限度で特定個人情報を提供する場合は、制限の例外に該当し、「提供」が認められる。

番号法における個人番号の利用等の位置づけと根拠

区分	個人番号の利用	特定個人情報の他自治体等への提供	特定個人情報の庁内連携（区長部局内の情報利用等）	区役所内他機関への提供（例：区と教育委員会）
法定事務	法第9条第1項（別表1）	法19条第1～14号	法第9条第2項 区条例 （目的内利用）※	法19条第9号 区条例 （提供）※
区独自利用事務	区条例 ・規則	—	法第9条第2項 区条例 （目的内利用）※	法19条第9号 区条例 （提供）※

※庁内連携及び区役所内他機関への提供は、これまで「目的外利用」として位置づけられていたが、番号法の施行に伴い区条例で規定することにより、同一機関内で保有する特定個人情報を別の事務で利用する場合は「目的内利用」（庁内連携）、同一地方公共団体内の他機関の事務へ特定個人情報を渡す場合は「提供」として位置づけられる。

2 特定個人情報の取扱いの適正を確保するための措置について

区では、番号法の趣旨に基づき、より一層の個人情報の保護及び特定個人情報の適正確保を図る観点から、区内での情報利用について以下の方策を講ずることとする。

(手続きの流れは別紙資料1のとおり)

(1) 情報公開・個人情報保護審議会への報告

区は、新たに個人番号利用事務を実施するときは、新たな事務にかかる特定個人情報保護評価の報告とあわせて、その事務を処理するための「区内連携」及び区役所内他機関への「提供」について、情報公開・個人情報保護審議会へ報告する。(利用範囲の適正確保)

(2) 利用事務、利用範囲及び利用目的の区民への明示

区は、個人番号利用事務を処理するため、「区内連携」及び区役所内他機関へ特定個人情報を「提供」する場合には、利用事務、利用情報の範囲及び利用目的について、利用記録票及び外部提供記録票を作成し、区民への閲覧に供するとともに、区ホームページで公表する等、区民への明示を行う(利用目的等の区民への明示)

※(1)及び(2)の手続きに関する規定は、別途定める。

番号法第5条 (地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。